

地域計画の策定状況について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下、「基盤法」という。）の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い、市町が策定することとなった地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の策定状況について報告する。

2 現状・背景

基盤法の改正法では、高齢化や人口減少が本格化する中、担い手への農地集積をさらに加速するため、人・農地プランを法定化し、令和6年度末までに市街化区域を除くすべての農地を対象に市町が地域計画を策定することとなった。

3 概要

(1) 地域計画の区域設定状況

基盤法に基づく基本構想を策定した20市町の全ての対象地域において、令和7年3月末までに計199の地域計画が策定された。

区域設定の考え方	市町（地域計画数）
市町全域	江田島市（1）、熊野町（1）、大崎上島町（1）
旧市町村等の広域	広島市（6）、呉市（5）、尾道市（5）、福山市（6）、府中市（2）、廿日市市（9）、安芸高田市（6）、北広島町（4）、神石高原町（8）
大字単位等複数の集落を含む区域	竹原市（9）、三原市（19）、三次市（33）、庄原市（22）、東広島市（36）、安芸太田町（10）、世羅町（13）
まとまった農地がある地域とそれ以外の地域	大竹市（3）

※府中町、海田町及び坂町は基盤法に基づく基本構想を策定していないため地域計画の策定を要しない。

(2) 目標地図の作成状況

地域計画では、目標地図を作成することにより、農業を担う者ごとに目標年度（令和12年度）の農地利用状況を示すこととなっている。

農業を担う者の設定は、市町ごとに異なり、認定農業者等の担い手のみを位置付けた市町、小規模でも農地を借り受けて耕作している者を位置付けた市町、意向調査を実施して耕作継続の意向を示した者を全て位置付けた市町など、様々な状況となっている。

また、農地利用状況については、ほとんどの市町において、意向調査で規模拡大の意向を示した者が存在しても耕作地が決まらない場合は目標地図に表示することができないため、現状を示したものとなっている。

(3) 農業を担う者の経営面積

目標年度における農業を担う者の経営面積の合計は 21,425ha（令和 7 年 3 月末時点の速報値）であり、地域計画区域内の農地面積の 33.7%となっている（中国・四国地方の平均 39.9%、全国の平均 67.2%）。市町別にみると、多様な農業者も農業を担う者に位置付けた庄原市（67.8%）、三次市（52.9%）、世羅町（50.5%）、東広島市（42.8%）の割合が高い。

4 県の取組状況と今後の対応

(1) 地域計画策定までの取組

令和 5 年度から 6 年度にかけて、市町及び農業委員会からの要請による説明会への出席や、担当者を参集した意見交換会の実施、また個別に取組状況を聞き取るなど、地域計画の策定に向けた課題への対応を行ってきた。

その結果、多くの市町において、耕作者及び農地所有者の農地利用に係る意向調査や地域の農地利用の将来に向けた話し合いが行われており、規模拡大等の意欲ある担い手の意向及び利用可能な農地の情報等が蓄積されている。

(2) 地域計画の実行と見直しに向けた取組

今後は、将来の耕作者が特定されていない農地の担い手を確保するため、蓄積された情報を活用して地域での話し合い等の継続を支援するとともに、市町ごとの課題を把握して個別に解決策を提案するなど、地域計画の実行と見直しを支援する。

具体的には、県が保有する認定農業者等の情報から、市町等の関係機関と連携して、農地確保の意欲がある担い手を選定し、農地確保の時期や規模等を具体的に確認するとともに、次のような地域を中心に目標地図を活用しながら農地所有者等との話し合いを進めていく。

- ① 経営規模の拡大意向がある担い手が存在する地域
- ② 新規就農者の確保に取り組む地域
- ③ 広域に農地確保を希望する担い手に紹介可能な地域

このような取組の継続により、将来像が明確化された地域計画の実現を図る。